

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第5号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第34条第1号中「別記様式第5号（その9）」を「別記様式第5号（その6）」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 納入書 別記様式第6号（その1）及び別記様式第6号（その2）

第40条第2項第1号中「別記様式第60号（その1）から別記様式第60号（その7）まで」を「別記様式第60号（その1）、別記様式第60号（その2）及び別記様式第60号（その4）から別記様式第60号（その6）まで」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 税減免決定通知書 別記様式第60号（その3）及び別記様式第60号（その7）

第41条第1項の表固定資産税の項文書の様式の欄中「別記様式第72号（その1）及び別記様式第72号（その2）」を「別記様式第72号」に、「固定資産価格決定（修正）・固定資産税・都市計画税決定（更正）通知書」を「固定資産税・都市計画税更正決定通知書」に改める。

別記様式第5号（その7）から別記様式第5号（その9）までを削る。

別記様式第6号を別記様式第6号（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号(その2)(第34条関係)

一般会計

納入済通知書

第号	特別徴収義務者 所在地・名称 (住所・氏名)		年 月 分	
年度	様			
市 税				
入 湯 税	年 月 分			
税 額	千	百	十	円
延 滞 金				
計				
納 期 限	年	月	日	
上記のとおり収納しましたので通知します。				
				領収日付印

新 潟 市

一般会計

納入書

第号	特別徴収義務者 所在地・名称 (住所・氏名)		年 月 分	
年度	様			
市 税				
入 湯 税	年 月 分			
税 額	千	百	十	円
延 滞 金				
計				
納 期 限	年	月	日	
上記のとおり納入します。				
				領収日付印

新 潟 市

一般会計

領収証書

第号	特別徴収義務者 所在地・名称 (住所・氏名)		年 月 分	
年度	様			
市 税				
入 湯 税	年 月 分			
税 額	千	百	十	円
延 滞 金				
計				
納 期 限	年	月	日	
上記のとおり領収しました。				
				領収日付印
この領収証書は、後日の紛争を避けるため5年間保存してください。				

新 潟 市

別記様式第55号(その6)中

「 指定期限 年 月 日

税目				通知書番号		
年度	年度(年度分)		申告区分			
納期限	年 月 日	未納額	円	延滞金	円	
備考						

を

「

税目				通知書番号		
年度	年度(年度分)		期別(申告区分)			
納期限	年 月 日	未納額	円	延滞金	円	
備考						

に

改める。

別記様式第60号(その3)を次のように改める。

別記様式第60号（その3）（第40条関係）

第 号の2
年 月 日

減免申請に係る決定通知書（固定資産税・都市計画税）

様

新潟市長

印

年 月 日付けの減免申請については、下記のとおり決定しましたので、新潟市市税条例施行規則第40条第2項の規定により通知します。

納税義務者	住所			
	氏名			
減免を受けようとする固定資産				
減免該当年度				
税 目	変更前税額 (円)	変更後税額 (円)	増減税額 (円)	
固定資産税				
都市計画税				
納期の別				
変更前税額 (円)				
変更後税額 (円)				
増減税額 (円)				
納期の別				
変更前税額 (円)				
変更後税額 (円)				
増減税額 (円)				
納期の別				
変更前税額 (円)				
変更後税額 (円)				
増減税額 (円)				
決定理由				

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第71号の次に次の1様式を加える。

別記様式第72号（第41条関係）

(1)

様		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="width: 100px;">通知書番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> </table>		通知書番号		金融機関名		口座番号	
通知書番号									
金融機関名									
口座番号									
		年 月 日							
		新潟市長							
		印							
年度 固定資産税・都市計画税納税通知書									
課税標準額	土地	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)	あなたの固定資産税・都市計画税を本書のとおり決定（更正）しましたので通知します。下記の各納期ごとの納付額をそれぞれの納期限までに納めてください。					
	家屋								
	償却資産								
	合計								
	算出税額								
共有分割税額 (共有分割相当課税額)									
軽減税額									
減免税額①									
減免税額②									
差引税額									
年税額			税率						
既課税額			固定資産税 1.4%						
差引年税額			都市計画税 0.28%						
期 別	期 別	期 別	期 別	期 別	期 別				
期別納付額 (円)	期別納付額 (円)	期別納付額 (円)	期別納付額 (円)	期別納付額 (円)	期別納付額 (円)				
納 期 限	納 期 限	納 期 限	納 期 限	納 期 限	納 期 限				

備考 裏面には、課税の根拠となった法律及び条例の規定、納付の場所、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法等を記載する。

(2)

77

新潟市 納付書兼納付済通知書
年度 固定資産税・都市計画税

通常払込料金
加入者負担

公

加入者名	新潟市会計管理者	口座番号	納付区	納付金額	円
取納票番号		納付番号		納付区	年 月 日
年度 (年度分) 期			納期限		

33

納付者		領収日付印
収納用	様	

新潟市

通常払込料金
加入者負担

原簿兼払込
受領証

公

加入者名	新潟市会計管理者	納期限	年 月 日
口座記号番号		税額	円
固定資産税・都市計画税 年度 (年度分) 期		延滞金	円
		納付額	円
		納付番号	
		納付番号 確認番号	
納付者氏名		納付者氏名	様
主管課名		主管課名	領収日付印

新潟市領収証書

加入者名	新潟市会計管理者	納期限	年 月 日
口座記号番号		税額	円
固定資産税・都市計画税 年度 (年度分) 期		延滞金	円
		合計金額	円
納付者氏名		領収日付印	

別記様式第72号(その1)及び別記様式第72号(その2)を削る。

別記様式第73号を次のように改める。

別記様式第73号(第41条関係)

(1)

地方税法第417条第1項の規定に基づき、価格等を次のとおり決定(変更)したので通知します。なお、減額により税金が納め過ぎになった方には、後日還付通知書をお送りします。

年度 固定資産税・都市計画税(国庫) 更正決定通知書

更正理由	
通知書番号	
金融機関名	

様

年 月 日 印
新潟市長

	固定資産税		都市計画税		増減
	変更前	変更後	変更前	変更後	
課税標準額	土地				
	家屋				
	償却資産				
	合計				
算出税額					
共有分割税額					
(共有分割相当課税額)					
軽減税額					
減免税額①					
減免税額②					
差引税額					
年税額					
課税標準額					
差引年税額					

単位(円)

	固定資産税		都市計画税		増減	新付済額	変更後	変更前	差引納付額	差引納付額	増減	新付済額	差引納付額
	変更前	変更後	変更前	変更後									

単位(円)

備考 裏面等には、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき、数示等を記載すること。

(3)

年度 固定資産税 (償却資産) 更正決定通知書

地方税法第417条第1項の規定に基づき、価格等を次のとおり決定(変更)したので通知します。なお、簿籍により税金が納め過ぎになった方には、後日還付通知書をお送りします。

更正事由
通知書番号
金融機関名

様

年 月 日
新潟市長 印

区分	構築物	機械及び装置	船舶	植込機	車両及び運搬具	工具器具及び備品	単位 (円)
変更前 価格							
変更後 価格							

区分
変更前 価格
変更後 価格
合計

区分
変更前 固定資産税課税標準額
変更後

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の新潟市市税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により交付された督促状及び通知書は、改正後の新潟市市税条例施行規則の規定により交付された督促状及び通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。